

社団法人 全日本愛鱈会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人全日本愛鱈会（以下本会）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大分県別府市石垣西9丁目1番47号に置く。

(支 部)

第3条 本会は、理事会及び総会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、錦鯉の美を追究し、錦鯉の飼育鑑賞の指導を行うとともに、その普及につとめ、もって国民の情操の涵養と日本文化の向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 各種品評会の開催
- 錦鯉に関する調査、研究
- 錦鯉の普及並びに指導
- 錦鯉を通じての社会奉仕
- 錦鯉を通じての国際交流
- 機関誌及び錦鯉に関する図書の発行
- その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、本部会員、通常会員、賛助会員及び名誉会員とし、本部会員は、民法上の社員とする。

- 本部会員 通常会員のうち、別に定める本部会員規程により、理事会において承認された者
- 通常会員 本会の目的に賛同して入会した錦鯉愛好者
- 賛助会員 本会の目的に賛同して、本会の維持に協力する個人、法人または団体で、この会に入会した者
- 名誉会員 本会に功勞のあつた者又は学識経験者で、理事会の議決を経て総会で認められた者

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書に入会金と会費を添えて、支部を通じて申し込むものとする。ただし、名誉会員についてはこの限りでない。

(会員の欠格条項)

第8条 次の各号の一に該当する者は、本会の会員になることができない。

- 営利を目的とし、又は積極的に錦鯉の売買及び仲介をする者。
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者。ただし、刑を受けた原因が第12条第1項の各号に抵触しない場合には、期間を短縮し、又は適用を除外することができる。

(入会金及び会費)

第9条 本会の入会金及び会費は、総会において別に定めるところによる。

(資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
 - 二 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
 - 三 死亡したとき。
 - 四 除名されたとき。
2. 本部会員から他の会員に移動する場合は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

(退 会)

第 11 条 会員が退会しようとするときは、支部を通じて退会届を会長に提出しなければならない。

2. 所定の期日までに会費の納入がないときは、退会したものとみなす。

(処 分)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を処分することができる。

- 一 本会の名誉を傷つけ、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - 二 本会並びに本会の行事及び事業に関して、その秩序を乱す言動があったとき。
 - 三 その他本会の規程に違反し、又は本会の会員としてふさわしくない行為をしたとき。
2. 処分は、権利停止、退会勧告および除名の 3 種とする。
3. 会員を処分しようとするときは、総会開催の 10 日前までに、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

第 4 章 役員及び職員

(役 員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 15 名以上 20 名以内（うち会長 1 名、副会長 2 名又は 3 名、専務理事 1 名、常務理事 3 名以内）
- 二 監事 2 名又は 3 名

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

2. 理事は、評議員を兼ねることができない。
3. 監事は、理事及び評議員又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第 15 条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、会長を補佐して本部の事務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は、前項までの役員を補佐し、その担当する業務を処理する。
5. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、次の業務を行う。

- 一 本会の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要あるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第 17 条 本会の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び本部会員現在数各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(職員及び事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2. 職員は有給とし、会長が任免する。
3. 事務局の業務及び管理に関する事項は、理事会において定める。

第 5 章 会 議

第 1 節 総 則

(会議の種類)

第 21 条 本会の会議は、総会、理事会及び評議員会とし、総会は通常総会と臨時総会に分ける。

(会議の招集)

第 22 条 会議は、会長が招集する。

(招集の手続)

第 23 条 会議の招集は、開催日の 10 日前までに、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面により、関係者に通知する。

(会議の定足数)

第 24 条 会議は、構成員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(議 決)

第 25 条 会議の議事は、この定款に別段の定めがあ

る場合を除くほか、構成員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前二条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(会員への通知)

第 27 条 会議の議事の要領及び議決した事項は、機関誌に掲載して会員に通知する。

(議事録)

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席構成員 2 名が署名押印しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 その会議の構成員の現在数
- 三 その会議に出席した構成員の数
- 四 議決事項
- 五 議事の経過の概要及び結果
- 六 議事録署名人の選任に関する事項

第 2 節 総 会

(総会の構成)

第 29 条 総会は、本部会員をもって構成する。

(総会の開催)

第 30 条 通常総会は、毎年 1 月と 6 月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき開催する。
3. 前項のほか、本部会員現在数の 5 分の 1 以上又は監事から会議に附議すべき事項を示して総会の開催を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第 31 条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の

議長は、会議の都度出席本部会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 32 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 財産目録及び貸借対照表についての事項
- 四 その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

第 3 節 理 事 会

(理事会)

第 33 条 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

2. 会長は、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の議決事項)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
- 二 総会及び評議員会に附議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務に関する事項

第 4 節 評 議 員 会

(評議員会)

第 35 条 本会に評議員会を置く。

2. 評議員会は、評議員をもって構成する。
3. 評議員会は、理事会が必要と認めたとき開催する。
4. 会長は、評議員現在数の 3 分の 1 以上から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 30 日以内に評議員会を招集しなければならない。
5. 評議員会は、評議員の合議によって選任した議

長及び副議長各々 1 名を置く。

- 一 議長及び副議長の任期は、評議員の任期とする。
 - 二 議長に事故あるときは、副議長がその職務を行う。
 - 三 議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
6. 役員は評議員会に出席して意見を述べるができる。

(評議員会の機能)

第 36 条 評議員会は、この定款で別に定めることとなっている規則及び規程に関する事項その他理事会において必要と認める事項について、理事会の諮問に答え、又は理事会に意見を述べるができる。

(評議員)

第 37 条 評議員は、次に掲げる者とし、各支部において選任する。

- 一 支部長
- 二 前号のほか、選出年度の前二年間を通じて会員数が 200 名を越える支部においては、本部会員のうちからさらに 1 名

(評議員の任期)

第 38 条 評議員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2. 補充によって選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 評議員又は議長及び副議長は、任期満了の後においても後任者が選任されるまではその職務を行う。

(代理出席)

第 39 条 評議員が支部長 1 名である支部にあつて、その者がやむを得ない事情により評議員会に出席できない場合には、その支部の本部会員が代理出席することができる。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 40 条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

（資産の種類）

第 41 条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

（資産の管理）

第 42 条 本会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

（基本財産の処分制限）

第 43 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

（経費の支弁）

第 44 条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第 45 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（収支決算）

第 46 条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目

録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書と共に監事の意見書をつけ、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

（長期借入金）

第 47 条 本会が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

（新たな義務の負担等）

第 48 条 第 43 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは理事会及び総会の議決を経なければならない。

（会計年度）

第 49 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 50 条 この定款は、理事会及び総会において、理事及び本部会員各々の現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

（解 散）

第 51 条 本会の解散については、理事会及び総会において理事及び本部会員各々の現在数の 4 分の 3 以上の議決を経るものとする。

（残余財産の処分）

第 52 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、理事及び本部会員各々の現在数の 4

分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(広 告)

第53条 本会の会員に対する通知、報告及び連絡は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、機関誌に掲載して行う。

(書類及び帳簿の備付等)

第54条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし法令により、これ等に代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 社員名簿
- 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 理事会、評議員会及び総会の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書類
- 十 その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第一号から第四号まで及び第六号の書類及び帳簿は永年、同項第五号の帳簿及び書類は10年以上、同項第七号から第九号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委 任)

第55条 この定款に別段の定めがある場合を除くほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 第14条の規定にかかわらず、本会設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。この場合の役員

任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、法人設立年度の3月31日までとする。

理事(会長)	黒木健夫
理事(副会長)	神谷 龍
理事(副会長)	穴吹夏次
理事(専務理事)	藤井 登
理事(常務理事)	伊藤 是・
理事(常務理事)	竹田実夫
理事(常務理事)	重田憲三
理事	岩崎二郎
理事	佐藤邦夫
理事	金子忠雄
理事	木沢健一
理事	三森正衛
理事	三輪一朗
理事	田中正人
理事	岸 浅彦
理事	小野大三
理事	舛田駒数
理事	小幡静雄
理事	河野久仁雄
理事	土屋陽三郎
監事	岩崎勝美
監事	野上禮之介

2. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

3. 本会の設立当初の会計年度は、第49条の規定にかかわらず、法人設立の日から法人設立年度の3月31日までとする。

4. 従来の全日本愛鱗会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

附 則

1. この定款は、平成2年6月24日改正し、即日施行する。

附 則

1. この定款は、平成3年1月27日改正し、即日施行する。